

質問に対する回答書

男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書提出に係る質問について、下記のとおり回答します。

No.	質 問 内 容	回 答
1	○【実施要領（P 3 8. 企画提案書等の提出(5)提出書類） 【提出書類（P 7 様式第 6 号 受託実績書）】 契約実績を証明する書類について 様式第 6 号受託実績書に添付する「契約実績を証明する書類」はテクリス登録の写しでもよろしいでしょうか。	テクリス登録の写しは、契約内容が確認できる場合に契約実績を証明する書類として使用可能です。必要に応じて、契約書の写しや発注書等を併せて提出してください。
2	○【別紙 1 仕様書（P 2 4. 業務概要 (2)主な業務内容） 実証運行開始時期について 仕様書には「高齢者・交通弱者の声を収集し、運行設計の基礎情報を整理」と記載されていますが、令和 7 年度「第 1 回男鹿市地域公共交通活性化協議会」会議録（p7）には「11～12 月にかけて実証運行を実施」とあります。 地域住民へのヒアリング、運行計画の検討、協議会への諮問、運輸局への申請、実証運行準備、周知活動等、運行開始までのスケジュールは非常にタイトであり、不可抗力による遅延の可能性があります。 この場合、状況に応じて運行開始時期が遅れることは容認されますか。	運行開始時期の遅延については、不可抗力によるものであれば、状況に応じて柔軟に対応いたします。ただし、可能な限り計画どおりの実施をお願いいたします。
3	○交通事業者への運行委託費について 乗合タクシーはタクシー会社への運行委託を想定していますが、今回は実証運行期間が短いため、運行委託費は提案見積に含めなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	運行委託費は、提案見積に含める必要はありません。今回の乗合タクシーは、タクシー会社と男鹿市が別途契約を行う予定です。
4	○運行委託する交通事業者の選定について 船越地区の交通空白地は比較的狭い運行エリアであるため、実証運行では車両 1 台での運行を想定しています。この台数想定で問題ありませんか。 また、男鹿市内には 5 事業者がタクシーを運行していますが、実証運行を円滑に行うため、市において事業者間の調整および 1	ご質問では「船越地区」となっていますが、実際の運行エリアは「船川地区」です。車両 1 台での運行は、船川地区の交通空白地の状況を考慮すると概ね適切と考えら

	社の選定を行っていただくことは可能でしょうか。	れます。ただし、1台での運行が可能かどうかは、地域住民へのヒアリングや運行計画の検討結果に基づき判断してください。 運行委託する交通事業者の選定については、男鹿市が調整を行います。
--	--------------------------------	--